

南伊勢町立学校における区域外就学取扱要綱

(趣旨)

第1条 この教育委員会告示は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条に規定する区域外就学の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この教育委員会告示において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒等 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

(2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。ただし、保護者が不在の場合又は所在が不明の場合には、南伊勢町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めた者とする。

(申請)

第3条 南伊勢町に住所を有しない児童生徒等の保護者が、当該児童生徒等を南伊勢町立学校設置条例(平成25年南伊勢町条例第10号)に定める学校に区域外就学させようとするときは、区域外就学申請書(別記様式)に必要書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(区域外就学の要件)

第4条 区域外就学の要件は、別表のとおりとする。

(協議)

第5条 教育委員会は、第3条に規定する申請書を受理したときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当であると認められるものについて、関係市町村に区域外就学協議書を送付し協議するものとする。

(承認)

第6条 教育委員会は、前条の協議が成立したときは、当該保護者及び対象校の校長に区域外就学許可書を交付するものとする。

(承認の取消し)

第7条 教育委員会は、第3条の規定による保護者からの申請に虚偽の記載があると

認められるとき又は届出の事由が変更され、若しくは消滅したと認められるときは、承認を変更し、又は取り消すことができる。

(その他)

第8条 この教育委員会告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会告示の施行の日の前日までになされた区域外就学の承認は、この教育委員会告示の相当規定によりなされた承認とみなす。

別表(第4条関係)

区域外就学承認基準表

区分		事由	承認期間	添付書類
1	学期途中の 町外への転 出	町外に転出するが、引き続き転 出前の学校に就学を希望する場 合	転出をした日の属する 年度末まで	
2	一時転出	家屋の建て替え等のため、一時 的に町外に転出するが、概ね1 年以内に転入する意向があり、 引き続き転出前の学校に就学を 希望する場合	再度町内に転入するま での間	建築請負契 約書等
3	転入予定	町内への家屋の新築等により、 概ね1年以内に転入し、居住す る意向があり、あらかじめ転入 先の学校に就学を希望する場合	町内に転入するまでの 間	建築請負契 約書等
4	その他特に 教育上の配	・いじめ、不登校及び病気等に より、在籍校への通学が困難で あると認められるとき	申請の理由が消滅する 日又は申請の日の属す る年度末まで	教育長が必 要と認める 書類

慮が必要なとき	<ul style="list-style-type: none">・家庭事情により、通常の転校手続きが出来ないとき（居住地と住民登録地が異なるとき）・その他特別な事情から教育委員会が適当であると認めるとき		
---------	--	--	--